

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五号の二書式中

再任用短時間勤務職員給与

を

定年前任用短時間勤務職員給与	
再任用短時間勤務職員給与	

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、令和

五年度分以降の計算証明について適用する。

改 正 後				改 正 前			
<p>（前渡資金出納計算書の証拠書類）</p> <p>第三十九条 前渡資金出納計算書の証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 領収証書（出納官吏事務規程第四十八条又は第五十二条第一項から第三項までの規定により日本銀行に送金又は振込みの請求をした場合は、日本銀行の領収証書、国庫内移換のため日本銀行に国庫金振替書を交付した場合は、日本銀行の振替済書）。ただし、領収証書を得難いときは、その事由、支払先及び支払金額を明らかにした資金前渡官吏の証明書</p> <p>二～六 （略）</p> <p>2 国家公務員の給与又は児童手当については、前項第一号の領収証書（当該領収証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に代えて、給与証明書（第五号の二書式）又は児童手当支払証明書（第五号の三書式）によることができる。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第五号の二書式（第三十九条関係）</p> <p style="text-align: center;">給 与 証 明 書 (支給日 月 日)</p>				<p>（前渡資金出納計算書の証拠書類）</p> <p>第三十九条 （同左）</p> <p>一 （同左）</p> <p>二～六 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3～5 （同左）</p> <p>第五号の二書式（第三十九条関係）</p> <p style="text-align: center;">給 与 証 明 書 (支給日 月 日)</p>			
	項 目	金 額	備 考		項 目	金 額	備 考
給 与 額	(略)	円		給 与 額	(略)	円	
	短時間勤務職員給与				短時間勤務職員給与		
	内 定年前再任用短 時間勤務職員給 与				内 再任用短時間勤 務職員給与		
	暫定再任用短時 間勤務職員給与				任期付短時間勤 務職員給与		
	何々（以下「目 の細分」によ る。）				何々（以下「目 の細分」によ る。）		
	(略)				(略)		

	計	
控 除 額	(略)	
	計	
差引支給額		
差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。 年 月 日 職 官 氏 名		

参 考
1～4 (略)

	計	
控 除 額	(略)	
	計	
差引支給額		
差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。 年 月 日 職 官 氏 名		

参 考
1～4 (同左)